

多治見市告示第229号

是正請求事案（後期地区懇談会の復活に関する是正請求（秘書広報課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成29年 9 月 1 日

多治見市長 古川 雅典

1 諮問事案

後期地区懇談会の復活に関する是正請求（秘書広報課）事案

2 答申日

平成29年 8 月 28日

3 審査会の結論

本件是正請求を棄却すべきものとする。

4 是正請求の趣旨及び理由

3年連続で意見交換会の開催を区長に要望したが実現しなかった。過去の是正請求審査会答申の附帯意見に「市民参加の一つの重要な機会である意見交換会の制度全体の改善・見直しを検討することが必要であると考え」とあるとおり、その根本的な改善・見直し策として、後期地区懇談会を復活するよう希望する。

5 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

是正請求人は、本件に関連した是正請求として、次のとおり過去に3度にわたる請求をしている。

是正請求日	請求内容	結果
平成25年 5月30日	地区懇談会の運営方法の見直しに係る決定が、十分な市民参加を経ず、パブリックコメント手続の前に行われている等市民参加の理念から逸脱しているの	棄却

	で、決定を白紙に戻すべきである。	
平成26年 8月1日	意見交換に大変ふさわしいテーマであるのに、反対区長の存在を理由に、お届けセミナーしか開催できないとする秘書広報課の見解は理解できない。根本原因は後期地区懇談会を選択制の意見交換会に見直したことにあり、行政が責任をもって開催する後期地区懇談会に戻すべきである。	棄却
平成27年 10月8日	意見交換会の開催を区長に要望したが実現できなかった。開催テーマを「地域課題等」に限らず、市政に関するテーマと地区で関心のあるテーマについて意見交換会を行うよう求める。なお、意見交換会には会の重みを増すために副市長の出席を義務付けてもらいたい。	棄却

いずれの請求も、かつて開催されていた後期地区懇談会を選択制の意見交換会と改めたことに起因するものであった。そして、是正請求人は「後期地区懇談会の復活」をいずれの場合も求めているが、すべて棄却されている。

しかし、平成27年10月8日付是正請求に対する答申後、行為庁である秘書広報課は、意見交換会の開催に係る手続を見直し、区を単位とする申出により、意見交換会の開催が可能となるよう改善を図っている。このことを是正請求人は請求時には承知しておらず、本件是正請求手続を通じて認識し、審理員が行った口頭意見陳述においては、「改善を評価する」と述べている。

また、同意見陳述において、区からの申出により意見交換会を開催する場合に、「事前の広報や事後の回覧等は従前の地区懇談会と同様に行われるのか」という是正請求人の質問に対し、行為庁が「同様に行う」と回答したことにも是正請求人は理解を示している。

さらに、過去の是正請求答申に付された審査会の「意見」に対しても、行為庁はこれまで数度にわたって開催手続を見直している。平成28年度においては、区長会の意見を聴取した上で、開催申出がより容易になるよう手続を改めており、意見交換会を開催するか否かは、現在、自治会（区）の判断に委ねられている。ただし、この改善に関連して、審理員は、手続の変更を是正請求人が承知していなかったことを問題点としてあげており、改善された現行手続の周知が自治組織や市民に十分行われているとは言えず、行為庁は引き続き制度の周知に努める必要があると「意見書」に記載している点は、本審査会としても看過できない問題であると考えられる。

意見交換会の開催を求める市民にとっては、賛同者を得て申請すること

により開催する道筋は確保され、手続も簡易になる改善が行われていること、また、この手続の変更後まだ1年しか経過しておらず、一定期間この手続の運用状況をみるべきであるため、直ちに後期地区懇談会を復活させる必要があるとは認められないと判断する。

6 審査会の附帯意見

正確な意見交換会の内容の周知について

意見交換会の手続は改善され、現在は、参加人数は5人程度以上でよいこと、区長に対して人を集めるように要請する必要はないことなど現在の改善された手続の正確な内容の周知を図り、区長等がこの改善を知らないまま今なお有している「負担感」を取り除く必要がある。

また、多忙な市幹部職員への区長等による「配慮」から、意見交換会を開きにくい状況があるとすれば、この種の「配慮」をする必要がないことを周知するよう求める。